

「みやぎの木づかい運動」実施要領

1 目的

宮城県の森林資源は人工林を中心に充実し、良質な県産木材（以下、「県産材」という。）を安定的に供給できる時期を迎えている。この県産材を利用することによって森林の適正な管理が推進され、ひいては森林が持つ「水源のかん養」や「災害の防止」、「地球温暖化の防止」といった公益的機能の発揮にもつながる。さらには、健康で快適な生活を支える上で欠かせない材料である木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源でもあるため、これら県産材の利用意義について、折に触れ県民への働きかけが重要である。

このため、市町村や関係団体、企業等と広く連携し、森林・林業・木材に関する情報提供やイベント等の開催などにより、県産材の利用促進を図る「みやぎの木づかい運動」を県民運動として展開するもの。

2 統一運動名

「みやぎの木づかい運動」

3 運動の展開

毎年9月から11月を「県産材利用推進月間」に設定し、木材利用の促進に関する様々な取組を集中的に実施する。

期間中、県は広報活動や率先活動を行い、関係団体、企業、市町村、NPO等における協力の輪を広げていく。

4 実施時期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 具体的な取組（別紙のとおり）

- （1）「宮城県の建築物における木材利用の促進に関する方針」に基づく県産材の利用促進
- （2）みやぎの木製品展2025
- （3）みやぎ木づかい表彰（県産材利用促進功労者表彰）
- （4）みやぎ児童・生徒「木工工作」コンクール
- （5）みやぎの森林・林業「写真」コンクール
- （6）その他、宮城県の森林・林業・木材産業振興に係る取組等

6 その他

県民運動として拡大させるため、特にマスコミ等の協力を得ながら、運動の浸透を図る。